令和３年１月１８日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

緊急事態宣言中の教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

学校教育活動再開以降、保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、国は、１月１３日、愛知県を対象に２月７日までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、緊急事態宣言を発令しました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、下記のとおり「緊急事態宣言中の教育活動ガイドライン」を決定しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　一斉臨時休業について

国や県からの指示にしたがい、**一斉の臨時休業は行いません。**

２　感染症対策について

令和２年５月１５日付けの「学校再開に向けたガイドライン」、令和２年１１月２５日付けの「新型コロナウイルス感染症の対応にかかわるガイドライン（R2.11.25 修正版）」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

(1) 学習活動について

感染症対策を適切に実施して活動します。ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しません。

(2) 給食について

ア　引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ　給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。**また、食後は、マスクの着用を徹底します。**

(3) 清掃について

ア　通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ　児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の３つの条件（①密閉　②密接　③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア　校内での練習は、感染症対策を徹底した上で実施します。

イ　練習試合を含めて、対外試合は実施しません。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア　ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校を控えさせてください。

イ　同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合も、登校を控えさせてください。

ウ　同居のご家族が濃厚接触者になった場合、検査で陰性が判明するまでは、登校を控えさせてください。

３　その他

(1) ご家庭におきましても、検温の実施、手洗い、うがいの励行、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。

(2) ２月７日以降、緊急事態宣言が継続されることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。

〔連絡先：長久手市教育委員会　教育総務課　指導室　℡　０５６１－５６－０６２６〕